



医療扶助の取扱いについて

問 医療扶助における特定療養費及び平成五年四月から新たに創設された特定機能病院制度に係る医療扶助の具体的な取扱いについて説明してください。

一 特定療養費の概要

特定療養費制度は、医療技術の高度化、医療に対する国民のニーズの多様化に対応するため、医療保険としての医療サービスの水準を確保しつつ、患者の選択による追加的なサービスを認めたものです。

その基本的考え方は受ける医療の質を「患者の選択によるもの、患者が自分の意思で選べるもの」ということであり、これが大原則

となります。そして、特定療養費に係る部分については患者の負担にすることができ、という制度です。

二 特定療養費と医療扶助の取扱いについて

医療扶助における特定療養費の取扱いは、次の理由により対象外となります。

(一) 特定療養費制度は一の概要で述べたとおりであり、また、国民にとって必要な医療は保険給付の範囲内で供給されることから、最低生活の保障としての生活保護の医療扶助は、従来の範囲で確保されていること。

(二) 特定療養費は保険給付外の差額支払いを前提としたものであり、被保護者に差額を支払わせること、つ

まり生活保護費で当該差額を補填することは、生活保護法の趣旨からも適当ではなく、また、一般の低所得階層（差額が払えなければ特定療養費に係る医療を受けることができない）との均衡を失し、適当でないこと。

医療扶助は国民健康保険の例にならっていますが、特定療養費に係る診療方針及び診療報酬は適用されません。したがって、これを除いた国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとなります。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（厚生省告示）
2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、特定

療養費の支給に係るものは指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

三 特定機能病院の概要

平成四年七月の医療法改正により特定機能病院制度が創設され、平成五年四月から施行されています。

医療法においては、特定機能病院とは、高度の医療を提供するとともに、高度の医療に関する開発・評価及び研修を行う医療機関として位置付けられています。

つまり、良質の医療を効率的に供給するためには、施設の機能・特質に応じた体系化を進めることにより、医療資源がより有効に活用されるようにすることが必要です。そのために主として高度医療を行う施設として特定機能病院が

制度化されました。

特定機能病院の対象と考えられるのは、大学病院の本院と国立がんセンター、国立循環器病センター等の合わせて八十二の医療機関です。

特定機能病院では、高度医療の提供、紹介患者制度、日常的に行われることの多い検査や画像診断の簡素化が行われ、地域医療機関からの紹介の無い患者に係る初診の特定療養費制度などが、新設されました。

特定機能病院において新たに算定できる診療報酬は次のとおりです。

料

(一) 特定機能病院入院診療 特定機能病院に入院した患者について、入院中一回に限り、入院の初日に算定します。

(二) 紹介患者加算

病院（特定機能病院を除く）、診療所から、所定の紹介項目が記載された紹介状によって特定機能病院に紹介された患者について、初診時に一回初診料に加算します。病院で従来から算定できた初診紹介加算と異なり、診療所から

の入院を前提とする紹介患者だけでなく、紹介元が病院（特定機能病院を除く）であつてもよく、入院のみならず外来への紹介患者についても算定できます。

(三) 診療情報提供料

特定機能病院と他の病院（特定機能病院を除く）、診療所間の患者の紹介について、新たに診療情報提供料が設けられました。

(四) 基本的エックス線診断

特定機能病院においては、多くの入院患者に通常行われる基本的な画像診断（単純撮影の写真診断と撮影料、間接撮影を行った場合も含む）について、適正化と請求事務の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた評価を行うことになりました。

(五) 基本的検体検査料と判断

特定承認保険医療機関において既に認められているように特定機能病院の入院患者についても、日常的に実施される頻度の高い一般の検体検査

については、個別の検査毎に請求せずに、それらの検査を包括した平均的な点数で請求することになります。

四 特定機能病院制度と医療扶助の取扱いについて

医療扶助における特定機能病院での被保護者に対する医療の給付方法は、基本的には他の指定医療機関と同様です。

特定機能病院はその性格上すでに他の医療機関で受診した患者が対象であり、より高度な医療を必要とする患者が他の医療機関から特定機能病院を紹介され、受診することになっており、医療扶助においても同様であり、必要な医療は現物給付されます。しかし、紹介無し患者の初診の特定療養費は生活保護の給付対象外となります。

生活保護において被保護者が他医療機関からの紹介も無く特定機能病院を受診する場合の可能性ですが、通常、被保護者が医療扶助を必要とする場合は実施機関に申請のうえ、実施機関が被保護者にとって最も適当と考えられる受診先指定医療機関を決定することになっております。また、一般的に

(特定機能病院制度の仕組み)

